

目次

1. はじめに
2. IASB 会計における保険負債測定の見方
3. 再公開草案における保険会計基準の変更点について
4. 有配当保険に係る責任準備金測定上の問題点と IASB のこれまでの提案内容
 - (1) 有配当保険の責任準備金測定上の問題点
 - (2) 公開草案（2010 年）における提案内容とそれに寄せられたコメントの内容
5. 再公開草案の提案内容
 - (1) 変額保険（年金）・伝統的な有配当保険
 - (ア) 測定
 - (イ) 損益の認識・表示
 - (ウ) キャッシュ・フローの分解方法と変額保険（年金）・伝統的な有配当保険の会計処理
 - (2) ユニバーサル保険・インデックス・リンク保険
 - (ア) 測定
 - (イ) 損益の認識・表示
6. 日本の実務への影響等
 - (1) 相互会社の有配当保険への適用
 - (2) 実務上の課題
 - (3) 株式会社の有配当保険への適用
7. おわりに

1. はじめに

本年（2013年）6月20日、IASB（国際会計基準審議会）は「保険契約に関する会計基準」（以下、「IASB保険会計」、または「IASB会計」と呼ぶ）の再公開草案を公表した。これは、2010年に公表した公開草案に対し、関係者から寄せられたコメントを受けて検討を行った結果、その内容について5つの点の大きな変更を行うこととしたため、改めて再公開草案の形で公表し、広くコメントを求めようとするものである。具体的な変更箇所は後

ほど述べるが、変更の目的は人為的な会計上のボラティリティの最小化を図りつつ、保険契約の表示及び測定の拡充を導入するためであるとしている。

会計基準の作成にあたり、通常の手続きであれば、公開草案に寄せられたコメントの検討を行った後、最終版が公表されることになるが、今回は大きな変更になるので再公開草案の公表という手順を踏むことになったものである。このような事情から、再公開草案では基準の全文が公表されているが、コメントを求めるのは上記の5つの変更点に限って

て、これまでに十分に検討されたとIASBが考えている項目については、再度議論は行わないこととしている。

再公開草案に対するコメントの提出締切日は本年10月25日である。その後、寄せられたコメントの検討を行い、適切な時期に最終版の公表が行われるものと思われるが、基準が実際に適用されるのは、関係者が基準適用の準備のために要する期間を考慮して、最終版の公表後3年後であるとしている。このように基準が実際に適用されるのはまだ先のこともいえるが、検討が最終段階に入っているため、関係者は実務対応を視野に入れた検討に取りかかることが必要な時期になっているのではないと思われる。

このような観点から、筆者は『共済総合研究第66号』（2013年3月）に掲載された「IASBにおける保険会計の検討状況について－再公開草案公表前の段階で－」において、今回の変更点について解説を行うとともに、若干の考察を行ったところである。ただ、5つの変更点のうちの1つである「有配当保険の取扱い」については、十分な記述を行うことができなかった。そこで当レポートでは、先のレポートの続編として「有配当保険の取扱い」を取り上げてみることにした¹。

有配当保険に関しては、将来の配当支払キャッシュ・フローの測定方法、割引率の設定方法の内容によっては、当該契約の負債（責任準備金）測定に大きな影響を与える可能性

がある。このため有配当保険は、IASBの保険会計プロジェクトにおいて、重要な論点の1つになっているのである。筆者は保険負債の時価会計の議論が始まった当初から、配当の取扱いに注目してきた。当時に比べわが国においては、無配当保険を主力商品とする株式会社形態の生命保険会社が増えたが、国内大手生保会社の多くは有配当保険を取り扱う相互会社であり、配当の取扱いは依然として重要な論点であるといえるだろう。

再公開草案の公表に先立ち、IASBは本年4月に、有配当保険の会計処理に関する文書²（以下、「有配当文書」と呼ぶ）を公表した。この文書はIASBの正式な文書ではなく、IASBのスタッフが作成した文書という位置付けに留まるものであるが、当問題に関するIASBの考え方がよく分かる内容になっている。再公開草案を公表する直前の時期に、このような文書を公表することから見て、IASBが当問題を重要なものと考えていると理解することができるだろう。

本稿では、この有配当文書と再公開草案をベースに、議論を進めてゆきたい。議論の進め方としては、最初にIASB会計の保険負債測定の考え方を、続いて再公開草案における基準の変更点を確認する。その上で、有配当保険の取扱いの論点がどこにあるのかを確認した後、当問題に関するIASBの提案内容を確認し、それに関して若干の考察を行うこととしたい。なお本稿中、意見に属する部分は

1 本稿で取り上げるのは主として伝統的な有配当保険であるが、IASBの考え方によれば、検討の対象となるのは保険契約の負債のキャッシュ・フローが、裏打ちする（資産）項目の収益に連動する保険契約なので、伝統的な有配当保険だけでなく、変額保険（年金）、ユニバーサル保険、インデックス・リンク保険も含まれることになる。

2 IASB「Feedback on contracts with cash flows that vary with the returns on underlying items (including 'participating', 'universal life', 'with profits' and 'unit-linked' contracts)」2013 April

筆者の個人的見解であり、筆者の所属団体等とは無関係である。

2. IASB会計における保険負債測定の考え方

最初にIASB会計の保険負債測定の考え方を確認しておこう。なお保険負債という用語は、保険事故が発生していない契約について将来の保険金支払等に備えるための責任準備金と、保険事故は発生したが保険金が未払いになっている契約に対する支払備金の両方を対象とするが、以下では特に断らない限り、責任準備金を意味するものとする。いわゆる保険負債の時価会計導入の影響が大きい生命保険領域においては、支払備金の金額は責任準備金の金額に比べ低水準に止まり、重要性は高くない。このため、以下での議論の対象を責任準備金に限るので、保険負債という用語を責任準備金の意味で用いるものである。

さてIASB会計においては、保険負債は、①履行キャッシュ・フローと、②サービス・マージンの合計額で測定される。このうち、①履行キャッシュ・フローは、「保険金支払額等の将来キャッシュ・アウトフローから保険料収入等の将来キャッシュ・インフローを差し引いて求められる将来キャッシュ・フローの見積額（明示的で、偏りのない、確率加重されたもの）」を、「貨幣の時間的価値を調整するための適切な割引率」で割り引くとともに、「将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響を明示的に見積もったリスク調整」を加えることにより算出されるものである。次に、②サービス・マージンは、「保険契約開始時に将来利益を計

上しないようにするために計上するもの」であり、これまでのIASBの議論では「残余マージン」と呼ばれていたものである。用語の変更を行っているが、「サービス・マージン」の保険契約開始時の測定方法は、公開草案で提案された「残余マージン」の測定方法と同じである。続いて、その方法を説明してみよう。

責任準備金は、まず、上記の①履行キャッシュ・フローで述べた方法、すなわち将来キャッシュ・アウトフロー（保険金支払額等）の見積額から将来キャッシュ・インフロー（収入保険料）の見積額を差し引いたものについて、割引率を用いて現価計算を行い、それにリスク調整を加えて計算される。ところで保険商品の保険料は、将来の保険料収入現価の見積額が将来の保険金等支出現価の見積額（これには適切な安全割増を含む）に等しくなるように設定される。このように書くと、保険契約開始時において将来支出現価と将来収入現価が等しくなり、その時点の責任準備金はゼロになり、損益が発生することはないと思われるかもしれない。

しかし、保険料計算における安全割増の見積り方法と責任準備金計算におけるリスク調整の見積り方法は、必ずしも同じものではないかもしれない。たとえば、契約者から払い込まれる保険料は、長期にわたる保険期間の途中で変更することができないので、保険期間中に発生し得る変動に耐えられるようにするために、保険料に含まれる安全割増は責任準備金計算におけるリスク調整よりも保守的（すなわち、リスク調整よりも多額）に設定されるかもしれない。また保険料には、将来

の不確実性に備えた安全割増以外に、保険会社の利益目標が含まれている場合もあるだろう。このようなことから、保険契約開始時の責任準備金計算において、保険金等の将来支出現価（リスク調整を含む）よりも保険料の将来収入現価（安全割増を含む）が大きくなり、その時点の責任準備金が負値になり、保険会社に利益が発生することになる可能性が考えられる。

しかし、保険契約開始時に利益を計上することは会計上適切ではないと考えられるため、サービス・マージンを計上して、責任準備金が負値にならないようにするのである。このことから、サービス・マージンは当該保険契約の将来利益の予想額を表していることが分かるだろう。このため、サービス・マージンは、時の経過とともに取り崩され、実現利益として計上されていくことになる。なお後ほど述べるが、本稿で取り上げる有配当保険の配当の取扱いも、将来利益の計上を回避するための方法の1つである。

一方、保険料に含まれる安全割増が十分でなく、責任準備金計算のリスク調整を下回るようなときは、保険金等の将来支出現価が保険料の将来収入現価を上回り、その結果、保険契約開始時の責任準備金は正値になってしまう。この場合、保険契約開始時に損失が計上されることになる。当該保険契約からは、将来的に利益が見込めない状態にあるので、契約開始時に損失を計上することになるのである。

さて次に、当該保険契約の、保険契約が開始した後に迎える毎期の決算時における責任準備金の測定方法を見てみよう。これについ

ては、保険契約開始時の測定と同様に、履行キャッシュ・フローとサービス・マージンの合計額で測定することになる。ただし、履行キャッシュ・フローの測定は、各決算時において、その時点の死亡率や金利等をベースに行うこととされている。このため、保険契約開始時の死亡率や金利等に基づき測定された金額と異なることになる。しかし両者のキャッシュ・フローの差額は、サービス・マージンに加減算し、将来キャッシュ・フローの見積額とサービス・マージンの合計額で見ると、保険契約開始時の見積りが維持されることとしている（このサービス・マージンの処理を「アンロック」という）。すなわちサービス・マージンは、死亡率等が変動することにより発生する将来キャッシュ・フローの変動額を吸収するショック・アブソーバーの役割を果たすこととされているのである。

後ほど説明するが、サービス・マージンに関するこの取扱いは、2010年の公開草案からの変更点の1つである。公開草案では、保険契約開始時に測定されたサービス・マージン（当時は「残余マージン」と呼ばれていた）の金額は、その後の測定時点において見直さないこととされていたのである（この処理を「ロックイン」という）。このため、死亡率や金利が変動することにより発生する履行キャッシュ・フローの変動は、責任準備金の測定額に直接影響を与えることになっていた。これに対し、今回の変更により、責任準備金の金額の変動は相当程度緩やかなものになるだろうと思われる。なお、サービス・マージンが負値になることは認められていないので、将来キャッシュ・フローの見積額が大きく増

加しサービス・マージンを上回るものとなった場合は、責任準備金の評価額は保険契約開始時の見積りを上回ることになる。ショック・アブソーバーの役割を果たすサービス・マージン部分を上回るような将来キャッシュ・フローの増加が見込まれるのであれば、それに備えるために責任準備金の積増を行うことが求められるということである。

以上がIASB会計における保険負債測定の見方である。続いて、再公開草案の内容を見てみよう。

3. 再公開草案における保険会計基準の変更点について

再公開草案において、IASBがコメントを求めているのは次の5項目^{3,4}である。

(表1) IASBが再公開草案でコメントを求める項目

- ① サービス・マージンの調整
- ② 保険会社に保険負債を裏打ちする（資産）項目の保有を求め、当該項目の収益への連動を規定する保険契約⁵
- ③ 保険契約の収益と費用の表示
- ④ 損益の部に計上する利息費用（責任準備金の予定利息）
- ⑤ 基準有効日と移行措置

まず、「①サービス・マージンの調整」は、上記の2. IASB会計における保険負債測定

の見方で述べたものである。公開草案では残余マージン（再公開草案で、用語を「サービス・マージン」に変更した）の金額を変動させないこと（ロックイン）としていたものを、死亡率等の変動により将来キャッシュ・フローの変動が発生したときに、その影響を打ち消す方向にサービス・マージンを変動させる取扱い（アンロック）にするというものである。責任準備金の金額の変動を緩やかなものにする効果がある。

次の、「②保険会社に保険負債を裏打ちする（資産）項目の保有を求め、当該項目の収益への連動を規定する保険契約」については、後ほど詳しく見ていくので、ここでは触れない。

「③保険契約の収益と費用の表示」は、公開草案では保険料収入について、マージン部分だけを収益に表示することとしていたものを、貯蓄保険料部分を除いた保険料の金額を収益に表示することにするというものである。保険料収入額等の保険会社の事業規模を表す数値は、財務諸表の利用者にとって有用な情報なので、財務諸表上の数値として表示することが適切であると考えられたことによるものである。表示面での見直しである。

続いて、「④損益の部に表示する利息費用」については、公開草案では責任準備金の金額の変動はすべて損益の部に表示し、純利益に

3 これらの項目については、猪ノ口勝徳（2013）「IASBにおける保険会計の検討状況について－再公開草案公表前の段階で－」『共済総合研究第66号』で紹介しているので、詳しい内容を知りたい方は、そちらを参照いただきたい。

4 内容の変更に関するものはここに挙げる5項目であるが、これら以外にIASBは次の2点（①基準遵守コストと基準から得られる便益の比較等、②基準の記述の明瞭性）について、関係者からのコメントを求めている。

①提案全体を考えて、提案する要件を遵守するためのコストは、これによって提供される情報の便益により正当化されると考えるか。～次の点について、提案全体から得られる可能性がある効果を記述してください。（a）保険契約に関する財務諸表上の透明性、保険会社間の財務諸表の比較可能性、（b）～

②提案内容は明瞭に記述されており、IASBの決定を反映していることに同意するか。～

5 この項目が、本稿で取り上げている、有配当保険の会計処理である。

反映させることとしていたが、金利の変動による責任準備金の変動はその他の包括利益に表示し、純利益に反映させないこととするというものである。金利の変動による責任準備金の変動を損益の部に表示すると、損益のボラティリティが大きくなり過ぎ、保険会社の収益性が見えにくくなると考えられたことによるものである。このため、損益の部に表示される責任準備金の予定利息は、保険契約開始時に設定された割引率を用いて測定されることになる。純利益の認識・表示に関する見直しである。

最後に、「⑤基準有効日と移行措置」については、公開草案では、当会計基準を既契約に適用するとき、実務の簡便さの観点から、既契約に関してはサービス・マージンを計上しないこととしていた。しかし、それでは既契約について将来利益を計上することになること、既契約と新契約の会計処理の整合性が保てなくなることから、既契約にも適切なサービス・マージンを計上することにするというものである。

4. 有配当保険に係る責任準備金測定上の問題点とIASBのこれまでの提案内容

それではいよいよ有配当保険の会計処理の問題に入っていこう。そのために、再公開草案の内容を取り上げる前に、有配当保険の責任準備金測定上の問題点と、公開草案段階でのIASBの提案内容を見てみよう。

(1) 有配当保険の責任準備金測定上の問題点

まず、有配当保険の責任準備金の測定において、契約者配当がどのように影響するかを見てみたい。このため、保険料の算出方法から話を始めよう。保険料平準払の定期保険のケースを取り上げることにする。

さて、保険料は予定死亡率、予定利率、予定事業費率を用いて算出する。これらの予定率は計算基礎率や基礎率と呼ばれる。これらの基礎率を用いて、支払保険金の将来支出現価と収入保険料の将来収入現価を算出し、両者が等しくなるように、下記の(算式1)に従って保険料を算出する。なお、議論を簡単にするために、事業費の要素を省略して議論を進める。

$$\begin{aligned} & \text{支払保険金の将来支出現価} \\ & = \text{収入保険料の将来収入現価} \quad (\text{算式1}) \end{aligned}$$

もう少し補足の説明をしておこう。ここで、支払保険金、収入保険料は予定死亡率どおりに人口構成が変化するものとして将来キャッシュ・フローを見積もっている。そしてそれらを現在の価値(現価)に換算するために、予定利率を用いて割引計算を行って、将来支出現価と将来収入現価を求める。その上で、保険会社が保障責任を履行するためには、保険契約開始時において上記の(算式1)が成立することが必要である。これを収支相等の原則という。この算式を満たすように保険料を設定するのである。

次に、責任準備金について考えてみよう。責任準備金は、その測定時点において、責任準備金とその時点における収入保険料の将来

収入現価の合計額が、その時点における保険金の将来支出現価に等しくなるように算出される。

$$\text{責任準備金} + \text{収入保険料の将来収入現価} \\ = \text{支払保険金の将来支出現価} \quad (\text{算式2})$$

ここでも、保険料計算に用いた予定基礎率を用いて、責任準備金の計算が行われるものとする。さて、この算式の左辺の収入保険料の将来収入現価を右辺に移項して、下記の責任準備金の算式が得られる。

$$\text{責任準備金} = \text{支払保険金の将来支出現価} \\ - \text{収入保険料の将来収入現価} \quad (\text{算式3})$$

次に、実際の資産運用利回りが予定利率を上回る状態が続いていて、これからもその状態が続くものと想定できるようなケースを考えてみよう。このようなケースでは、IASB会計に従えば、責任準備金の測定に用いられる予定利率を引き上げることが検討されるだろう。その場合、上記の(算式2)はどのように変化するだろうか。

まず、割引計算に用いられる予定利率が引き上げられるので、将来支出現価、将来収入現価とも、金額は小さくなるだろう。ただ、両者の引き下げの程度は同水準ではない。将来支出現価のほうが大きく引き下がるのである。それは次の事情による。

保険料は死亡者を除いた生存者から払い込まれるので、将来収入キャッシュ・フローは年数を経るほど、毎年の死亡者の人数分ずつ小さくなっていくだろう。それに対し、死亡率は高年齢になるほど高くなるので、支払保険金の将来支出キャッシュ・フローは年数を

経るほど増加していくだろう。ところで、割引率を使用することによる割引の効果は、測定時点からキャッシュ・フロー発生時点までの期間が長いほど、大きくなる。このため、責任準備金測定時点からキャッシュ・フロー発生時点までの期間が長い、支払保険金の将来支出現価の引き下げの程度が大きくなるのである。以上のことから、(算式2)は以下のような不等式(算式4)になる。

$$\text{責任準備金 (旧予定利率)} \\ + \text{収入保険料の将来収入現価 (新予定利率)} \\ > \text{支払保険金の将来支出現価 (新予定利率)} \quad (\text{算式4})$$

ここで、左辺の収入保険料の将来収入現価(新予定利率)を右辺に移項すると、右辺は「支払保険金の将来支出現価(新予定利率) - 収入保険料の将来収入現価(新予定利率)」となり、前記の(算式3)から分かるように、これは新予定利率による責任準備金に等しくなる。このことから、予定利率を引き上げるとき、以下の関係が成り立つ。

$$\text{旧予定利率} < \text{新予定利率のとき (すなわち、予定利率を引き上げるとき)、} \\ \text{責任準備金 (旧予定利率)} \\ > \text{責任準備金 (新予定利率)} \quad (\text{算式5})$$

このように、予定利率を引き上げるとき、責任準備金は低くなるのが分かる。将来の金利水準を高く見積もったため、将来の資産運用収益を多く期待できるようになり、現時点で積み立てておくべき責任準備金の水準を低くしても将来の保険金の支払に問題はない、ということになるのである。これは将来の利差益を予め見込んだ測定であるといえよう。

しかし有配当保険の場合は、将来、利差益が見込まれるのであれば、それを原資にした契約者配当が支払われることになる。そして、これも将来キャッシュ・アウトフローの一部になる。そこで(算式4)の右辺に契約者配当金の将来支出現価を加えると、次のような等式が導かれる。

$$\begin{aligned} & \text{責任準備金 (旧予定利率) + 収入保険料の将来} \\ & \text{収入現価 (新予定利率)} \\ & = \text{支払保険金の将来支出現価 (新予定利率)} \\ & \quad + \text{契約者配当金の将来支出現価 (新予定利率)} \\ & \hspace{10em} \text{(算式6)} \end{aligned}$$

ここで、左辺の収入保険料の将来収入現価(新予定利率)を右辺に移項すると、右辺は契約者配当金の将来支出現価を含んだ、新予定利率による責任準備金を表す。これが左辺の責任準備金(旧予定利率)に等しくなるのである。すなわち有配当保険にあっては、予定利率を引き上げるようなケースにおいて、将来の契約者配当金の支払を考慮に入れば、責任準備金は保険料計算基礎率に基づくものと等しくなるということを示している。将来の利差益が、各年度の契約者配当として支出されることになるので、責任準備金測定時点において利益が計上されないことになるのである。なお、これまでの説明から分かるように、上記の等式が成立するためには、利差益を全額契約者配当として還元することが必要である。

筆者は生命保険会社の時価会計の議論が始まったころの1999年に、日本アクチュアリー会の会報第51号(第2分冊)に「生命保険会社の時価会計について」という論文を投稿し、その中で上記の点を指摘した。これに対し、アクチュアリー(保険数理の専門家)の大先輩である浅谷輝雄氏からコメントをいただいた⁶。今は亡き大先輩のご指導に改めてお礼を申し上げたい。

責任準備金の時価評価について筆者が懸念するのは、将来の死亡率や金利について保険料計算基礎率よりも楽観的(すなわち、死亡保険の死亡率を低く設定する、あるいは予定利率を高く設定する等)なものを使用することにより、責任準備金を低く測定し、未実現の将来利益を事前に計上するような事象が起こることである。上記の2. IASB会計における保険負債測定の考え方で述べたように、保険契約開始時にサービス・マージンを計上し、その後の測定においてアンロックすることから、死亡率を低く設定することになったとしても、サービス・マージンがそれを打ち消す形で増加することになるので、将来キャッシュ・フローに関しては、将来利益計上の可能性は排除された。しかし、割引率については直近の金利をベースに設定することから、市場金利が高水準になり、割引率が高い水準に設定されたときに、責任準備金が低い金額になり、将来利益が(その他の包括利益

6 「私がここで彼の論文を取り上げたいのは、～、順ざや状況での責任準備金のところで、「生保相互会社の時価ベースの責任準備金は、保険料計算基礎に基づく責任準備金でよいと考えられる」ことである。即ち、ロックイン方式でよいことだ。ただしその前提として彼は「有配当保険については配当部分を将来の給付現価に含めなくてはならず、剰余を「全額」配当還元すれば、保険金等の給付現価と配当金の給付現価の合計額は、保険料計算基礎率に基づく保険金等給付現価に等しくなる」と指摘していることだ。(保険数学の基本的算式であるレカーション・フォーミュラーから簡単に導かれることを最近私も見付けた。～)」浅谷輝雄 SOHOからのメッセージ 責任準備金の時価会計等 2000年5月7日から (<http://www.005.upp.so-net.ne.jp/asatani/>)

の部を通してであるが) 計上される可能性は排除されていない。これに対し、有配当保険については、契約者配当を考慮することにより、後ほど触れるように、将来利益計上の可能性は制約されることになる。

(2) 公開草案 (2010年) における提案内容とそれに寄せられたコメントの内容

それでは次に、2010年に公表された公開草案の内容を見ておこう。そこでは有配当保険について、将来の配当金支払をキャッシュ・フローに含むとともに、割引率の設定にあたっては保険契約を裏打ちする資産との相互関係を考慮すること、としている。具体的な規定は以下のとおりである。前者 (B61項) がキャッシュ・フロー、後者 (32項) が割引率である。

どのキャッシュ・フローか

B61. ~ (略) ~。したがって、目的適合性のあるキャッシュ・フローは次のものを含む。

(a) ~ (i) (略)

(j) 保険契約者が保険契約ポートフォリオまたは資産プールの業績に参加することを可能にする契約上の有配当性 (規制または法律上の規定により契約で暗示されているものを含む) の結果としての、現在または将来の保険契約者への支払

貨幣の時間価値

32. 保険契約から生じるキャッシュ・フローの金額、時期および不確実性が、完全にまたは部分的に、特定の資産の運用成績に依

存している場合、保険契約の測定は、その依存関係を反映しなければならない。~ (略) ~

以上のことから、有配当保険の保険負債測定にあたっては、将来の配当金支払を将来キャッシュ・フローに含めること (B61項) と、割引率の設定にあたっては、配当を生み出す源泉となる資産との依存関係を反映すること、すなわち資産の利回りを考慮すること (32項)、とされていることが理解できる。このことから、有配当保険の責任準備金評価において、IASBは将来利益の計上をかなり制約しようとしているものと理解できる。しかし、関係者はこの規定では満足しなかったようである。再公開草案の公表に先立って公表された「有配当文書」では、次のように述べている。

「公開草案の提案は、保険契約の測定は裏打ちする (資産) 項目⁷の公正価値を反映するということを意味している。したがって、その提案は、裏打ちする (資産) 項目が損益の部を通じた公正価値で測定されるとき、保険契約のキャッシュ・フローと裏打ちする (資産) 項目のキャッシュ・フローの間の会計上のミスマッチを、実質的に排除していた。」

これが公開草案に関するIASBの考え方である。これに対し関係者が寄せたコメントは、次のようなものであった。

「応答者は、多くの場合において、保険契

7 変額保険 (年金) をイメージすると、「裏打ちする (資産) 項目」というやや煩雑な印象を与える表現ではなく、「裏打ちする資産項目」と表現するほうが分かりやすいだろうと思われる。しかし、伝統的な有配当保険の場合は、会社の業績、すなわち資産と負債の差額である純資産の動向に連動するので、裏打ちする項目は資産だけではないという意味を込めて「裏打ちする (資産) 項目」と表現している。

約条項は、保険契約と保険会社が保有する裏打ちする（資産）項目の間に、経済的なミスマッチが存在しないことを保証していると述べた。そのような状況下で、彼らは、裏打ちする（資産）項目が損益の部を通じた公正価値で測定されないとき、公開草案の提案が、保険契約と裏打ちする（資産）項目の間に会計上のミスマッチを引き起こすのではないかと懸念した。」

ここから読み取れる応答者の主張は、有配当契約にはそもそも経済的なミスマッチが存在しないものが多いということと、損益の表示について、公開草案では保険負債の変動はすべて損益の部を通すこととされていたが、これが資産の変動の表示方法と会計上のミスマッチを起こすということである。資産については、償却原価で測定するものや、損益の部を通さずに公正価値で測定するものがあるので、そのような資産を裏打ちする（資産）項目として保有する場合、保険負債の変動と会計上マッチしないという懸念があるということである。このようなコメントを受けて、IASBでは公開草案の内容を検討し、次に説明する内容の案を作成した。IASBの新たな提案を見てみよう。

5. 再公開草案の提案内容

ここまで「有配当保険」と表記してきたが、正確には「有配当性を有する保険」と表記すべきであったかもしれない。というのも、この議論で対象となっている保険契約には、伝統的な有配当保険だけでなく、変額保険（年金）、ユニバーサル保険、インデックス・リンク保険も含まれるからである。

これらの保険の仕組みを簡単に説明しておこう。まず、変額保険（年金）は、この保険のために設けられた特別勘定の資産運用の成果が、保険契約の責任準備金に直接影響を及ぼすものである。ユニバーサル保険は積立部分と保障部分で構成される保険であり、積立部分に付与される利率は、保険会社の運用成果を踏まえ、保険会社が決定、変更するものである。インデックス・リンク保険は、株価指数等のインデックスに連動して責任準備金変動する保険であるが、保険会社は実際にその資産ポートフォリオを所有することは求められないものである。

伝統的な有配当保険を含めこれらの保険には、程度の差はあるが何らかの資産ポートフォリオ等の運用成果に連動する負債キャッシュ・フローを有するという共通点がある。ただ、会計処理を行うにあたっては、裏打ちする資産等との連動性の強弱に従い、適切な処理を行うことが必要である。このため、有配当性を有する保険契約を、（1）変額保険（年金）・伝統的な有配当保険と、（2）ユニバーサル保険・インデックス・リンク保険に分類して、それぞれに適切な会計処理を規定している。

（1）変額保険（年金）・伝統的な有配当保険

「保険会社に保険負債を裏打ちする（資産）項目の保有を求め、当該項目の収益への連動を規定する保険契約」と表現される保険契約群である。このカテゴリーに含まれる保険契約は以下の2つの要件を満たすことが求められる。

33. 以下の場合、保険会社は保険契約に対して、34を適用する。

- (a) 保険契約が保険会社に対して、特定の資産、負債、引き受けた保険契約の群団、または保険会社の資産、負債の全体のような、裏打ちする（資産）項目の保有を求める。
- (b) 保険契約が、契約者への支払金と、これらの裏打ちする（資産）項目の収益との間の連動を規定する。

(a) の要件は、保険負債を裏打ちする資産等を保険会社が実際に保有することを求めるものであり、(b) の要件は、資産等の収益と契約者への支払の連動の規定を求めるものである。ところで (b) の要件については、変額保険の場合、約款で規定することとなるが、伝統的な有配当保険の場合は、必ずしも約款に規定することを求めるのではなく、法令等の規定によることでよいと理解されているものと思われる。

次に、これらの保険の負債を測定するにあたり、キャッシュ・フローを次のように分解することを求めている。

- ①裏打ちする（資産）項目の収益に合わせ直接的に変動するキャッシュ・フロー
- ②裏打ちする（資産）項目の収益に合わせ間接的に変動するキャッシュ・フロー
- ③裏打ちする（資産）項目の収益に合わせ変動しないキャッシュ・フロー

上記の①～③が何を意味するのか、変額保険を例にとり、見てみたい。①は変額保険の主たる機能であり、特別勘定の運用成果を直接契約者に付与するものである。次に、②はオプション等の組込デリバティブが、③は最

低保証が想定されている。このように1つの保険に含まれるキャッシュ・フローを分解するのは、経済的ミスマッチの有無によりキャッシュ・フローを分解し、それぞれに適した会計処理を適用するためである。具体的には、測定、認識・表示にあたり、経済的ミスマッチがない①の要素には、資産に適用される会計処理と同じものが適用され、経済的ミスマッチがある②、③の要素には、一般的な会計処理が適用されるのである。

(ア) 測定

それではまず、保険負債の測定について見てみよう。

34. 33が適用されるとき、保険会社は、初期認識時と、その後の認識時において、

- (a) 裏打ちする（資産）項目の収益に合わせ直接的に変動することが予想される履行キャッシュ・フローについては、裏打ちする（資産）項目の帳簿価格を参照して測定する（18-27は適用されない）。
- (b) 裏打ちする（資産）項目の収益に合わせ直接的に変動しない履行キャッシュ・フローについては、18-27に従って測定する。これらのキャッシュ・フローには、契約で規定された固定額支払や、契約に組み込まれたオプションのうち分離されないもの、契約に組み込まれていて10によって分離されない最低支払額保証が含まれる。

このうち (a) は、先述の①のキャッシュ・フローに関する測定について規定したものである。これらのキャッシュ・フローの測定は、「裏打ちする（資産）項目の帳簿価格を参照して」行うこととされている。すなわち、資産と負債の間に経済的ミスマッチが存在し

ないので、負債の測定において、裏打ちする（資産）項目に適用される会計処理が適用される。具体的には、裏打ちする（資産）項目が公正価値で測定されるときは、保険負債も公正価値による測定を行い、裏打ちする（資産）項目が償却原価法で測定されるときは、保険負債も償却原価法による測定を行うのである。

これに対し、(b)には裏打ちする（資産）項目に適用される会計処理は適用されない。(b)に含まれるのは、先述の②、③のキャッシュ・フローである。これらのキャッシュ・フローに対しては、測定に関する一般的な規定が適用され、「キャッシュ・フローのリスク調整後期待現在価値」で測定することになる。

(イ) 損益の認識・表示

次に、損益の認識・表示について見てみよう。関連する規定は以下のとおりである。

66. 保険会社が裏打ちする（資産）項目を保有することと、これらの裏打ちする（資産）項目の収益と連動することを保険契約が規定することから、保険会社が33、34を適用するとき、保険会社は次のとおり認識する。

- (a) 33、34を適用することにより得られる履行キャッシュ・フローの変動額は、裏打ちする（資産）項目の価格変動額の認識と同じ基準により、損益、またはその他の包括利益として認識する。
- (b) 裏打ちする（資産）項目の収益に合わせ間接的に変動する履行キャッシュ・フローの変動額は、損益として認識する。
- (c) その他の要素（たとえば死亡率）に合わせて変動すると予想されるもの等、裏打ちする（資産）項目の収益に

合わせて変動すると予想されない履行キャッシュ・フローの変動額、固定額（たとえば固定死亡給付額）の履行キャッシュ・フローの変動額は、60-65に従い、損益、その他の包括利益として認識する。

(a)は先述の①のキャッシュ・フローに関する規定であると思われる。これらのキャッシュ・フローに対しては裏打ちする（資産）項目に適用される会計処理と同じものが適用されるので、裏打ちする（資産）項目の変動額が損益として認識されるときは、保険負債の変動額も損益として認識し、裏打ちする（資産）項目の変動額がその他の包括利益として認識されるときは、保険負債の変動額もその他の包括利益として認識する。たとえば、裏打ちする（資産）項目が株式の場合、公正価値の変動額を損益として認識するときは、負債の変動額も損益として認識し、株式の公正価値の変動額をその他の包括利益として認識するときは、負債の変動額もその他の包括利益として認識することになる。

次に(b)は先述の②に対応し、内容は組込デリバティブ等のオプションなので、公正価値の変動額はすべて損益として認識することになる。このため(b)に関しては、その他の包括利益として認識されるものはない。続いて(c)は、上述の③に対応するものである。固定死亡給付を例にとると、損益として認識されるのは、保険契約初期認識時（すなわち、保険契約開始時）に適用された、負債の特性を反映した割引率を用いて測定された予定利息であり、その金額と直近の割引率を用いて測定された利息費用との差額はその

(表2) 変額保険（年金）・伝統的な有配当保険の履行キャッシュ・フローの測定、認識・表示

	キャッシュ・フローの動き		
	裏打ちする（資産） 項目に直接的に連動	裏打ちする（資産） 項目に間接的に連動 （オプション等）	裏打ちする（資産） 項目に連動しない （固定給付額等）
測定	裏打ちする（資産）項目 を参照して決定	キャッシュ・フローのリスク調整後期待現在価値	
損益として認識される 利息費用	裏打ちする（資産）項目 を参照して決定	直近の金利を使用して決定	保険契約の初期認識時に適 用された割引率を使用して 決定
その他の包括利益とし て認識される利息費用	裏打ちする（資産）項目 を参照して決定	該当なし	直近の割引率を用いて測定 された金額と損益として認 識された金額との差額

(注) IASB の有配当文書 (Feedback on contracts with cash flows that vary with the returns on underlying items (including ‘participating’, ‘universal life’, ‘with profits’ and ‘unit-linked’ contracts)) の表に筆者が一部加筆して作成

他の包括利益として認識される。このような処理を行うのは、割引率の変動により生じる保険負債の変動額はその他の包括利益として認識、表示するためである。

以上の内容をまとめると (表2) のようになる。

さて、以上のようにキャッシュ・フローを分解し、それぞれに異なる測定、認識・表示ルールを適用するため、キャッシュ・フローをどのように分解するかは重要な論点にな

る。そこで次に、キャッシュ・フローを分解する方法と、その結果導かれる変額保険（年金）・伝統的な有配当保険の会計処理方法を見てみよう。

(ウ) キャッシュ・フローの分解方法と変額保険（年金）・伝統的な有配当保険の会計処理

まず、関連する規定は次のとおりである。

B C 59. たとえば、保険契約が保険契約者に対し、最低金額 C U 1000に加えて、初期認識時に C U 1000の公正価値を有する裏打ちする資産 (A) の、公正価値の増加額 (C U 1000を上回る額) の90%を支払うことを約束する場合、キャッシュ・フローは次のような方法で分解できるだろう。

(a) 「固定額」に「コールオプション」を加えたもの

$$C U 1000 + 90\% \times \text{greater of } ((A - C U 1000), C U 0)$$

(b) 「資産全額」に、「保証 (プットオプション) の価値から資産価値上昇時に保険会社が受け取る (資産価値上昇分の) 10%の価値を差し引いた額」を加えたもの

$$A + \text{greater of } ((C U 1000 - A), C U 0) - 10\% \times \text{greater of } ((A - C U 1000), C U 0)$$

(c) 「資産額の90%」に、「固定額 C U 100と保証 (プットオプション) の価値」を加えたもの

$$90\% \times A + C U 100 + 90\% \times \text{greater of } ((C U 1000 - A), C U 0)$$

B C 60. この再公開草案の提案を適用するとき、B C 59に示した3つの分解方法は、保険契約全体として異なった測定額を導くだろう。また、損益とその他の包括利益として認識される金額も異

なるだろう（BC121を参照）。したがって、この保険契約のキャッシュ・フローをBC59の（c）の方法を使用して分解するように保険会社に要求することを、IASBは提案する。何故なら、その方法は、

- （a）キャッシュ・フローが裏打ちする（資産）項目の収益に合わせて変動する範囲を最大にし、
 - （b）保険契約者が受け取る最低固定金額を特定する。
- からである。

BC61. これに対し、

- （a）「固定額」と「コールオプション」に分解する方法（BC59の（a）の方法）では、裏打ちする（資産）項目の収益に合わせて直接的に変動すると予想されるキャッシュ・フローの範囲が、コールオプションの価値の中で報告される。これらのオプションは市場整合的なベースで測定され、損益として認識されるので、この方法では、これらのキャッシュ・フローと裏打ちする（資産）項目から生じる会計上のミスマッチを消さないだろう。
- （b）「資産全額」と「保証から保険会社の受取額の価値を差し引いた額」に分解する方法（BC59の（b）の方法）では、固定額のキャッシュ・フローはすべて保証の価値の中で報告される。この方法はIASBの提案よりもシンプルに実行できるとの見方があるが、BC117-BC121で記述した固定額のキャッシュ・フローの割引率の変動はその他の包括利益として認識する、というIASBの提案と不整合になる。なぜなら、保証は市場整合的なベースで測定され、損益として認識されるからである。

以上のとおり、キャッシュ・フローの分解は、裏打ちする（資産）項目と負債のキャッシュ・フローの会計上のミスマッチを避ける観点から、BC59の（c）によることとされている。ここで、その内容の意味するところをもう少し考えておこう。ここで挙げられている例は、剰余金の90%を契約者に還元する有配当契約であるが、最初に変額保険について考えてみよう。

この場合、CU1000の最低保証が付与されているとすると、変額保険の負債測定額は、裏打ちする（資産）項目の測定額全額と最低保証の価値の合計額なので、算式で表現すると「 $A + \text{greater of } ((CU1000 - A), CU0)$ 」となるだろう。これは、BC59の（c）の算式で90%とされているところを100%に

置き換えたものであることが理解できる。このように（c）の算式は、変額保険のキャッシュ・フローを適切に表現していることが理解できる。

次に、剰余金の90%を契約者に還元する有配当契約について考えてみよう。この契約の測定額を表す59の（c）の算式は、保険金の90%部分は変額保険と同様に、裏打ちする（資産）項目の会計処理を適用して「 $90\% \times A$ 」で測定し、保険金の10%部分には保険金が固定された無配当保険として負債の測定を行い、さらにCU1000の最低保証の価値の測定額の90%を加算したものであると理解できる。

剰余金の90%を契約者に還元するというキャッシュ・フローの表現としては、（c）の

算式よりも（a）のほうがキャッシュ・フローを直接的に表現しており、より理解しやすいように思われる。しかしIASBは、保険契約のキャッシュ・フローのうち、裏打ちする（資産）項目の会計処理を適用できる部分を最大限取り出し、それ以外の部分にはそれぞれに適した会計処理を行うという考え方を提案していると理解することができるだろう。なお、この算式に関しては、後ほど若干の考察を試みたい。

（2）ユニバーサル保険・インデックス・リンク保険

これらの契約は、裏打ちする（資産）項目の収益に合わせて変動するキャッシュ・フローを有するが、裏打ちする（資産）項目への連動を規定しない保険契約（ユニバーサル保険）や、保険会社が裏打ちする（資産）項目の保有を求められない保険契約（インデックス・リンク保険）である。有配当文書で、「保険会社が保有を求められる裏打ちする（資産）項目への連動を規定しない保険契約」と表現されているものである。同文書では、以下のように説明している。

「裏打ちする（資産）項目の収益に合わせて変動するキャッシュ・フローを有するが、保険会社が保有することを求められる裏打ちする（資産）項目への連動を規定しない保険契約が存在する。これらのキャッシュ・フローは、裏打ちする（資産）項目の収益に合わせて変動し、そして

- ・保険会社は、契約者への支払金額割当てにおいて、それらの収益を反映させるた

めに裁量権を行使できる。例として、ユニバーサル保険がある。

または、

- ・保険契約は、契約者に支払われるキャッシュ・フローを決定するための参照ポイントとして、裏打ちする（資産）項目を規定できる。例として、インデックス・リンク保険がある。保険会社は裏打ちする（資産）項目の保有を求められない。」

これらの契約に対して、再公開草案では特に規定は設けられていない。このため、これらの契約の測定、認識・表示については、保険契約に関する一般の規定が適用されることになるだろう。具体的には、「キャッシュ・フローのリスク調整後期待現在価値」で測定することになるだろう。また、損益の認識・表示に関しては、保険種類によってキャッシュ・フローの分解方法が異なれば、損益の部とその他の包括利益で認識・表示される金額が異なることになる可能性がある。このような事態を回避し、比較可能性を高めるために、有配当文書の8ページにおいて、IASBは、ユニバーサル保険（裏打ちする（資産）項目への連動を規定しない保険契約）と、インデックス・リンク保険（裏打ちする（資産）項目の保有を求められない保険契約）に対して、同様の分解方法を提案するとしている。

（ア）測定

有配当文書の4ページで、以下のように記述している。

「保険会社は保険契約をキャッシュ・フローのリスク調整後期待現在価値（すなわち履行キャッシュ・フロー）を基に測定する。履行キャッシュ・フローを決定するに当たって、割引率は負債のキャッシュ・フローの特性を反映すべきであるという一般原則が、裏打ちする（資産）項目の収益に合わせて変動するキャッシュ・フローにも適用される。このように、保険契約から発生するキャッシュ・フローの金額、時期、不確実性が、裏打ちする（資産）項目の収益に、全体的に、または部分的に依存するときは、負債の特性にその依存性が含まれ、保険契約の測定に用いられる割引率はその依存性を反映すべきである。」

（イ）損益の認識・表示

有配当文書の4ページで、以下のように記述している。

「・保険契約の初期認識時に適用された割引率を使用して、利息費用を損益の部に表示する。裏打ちする（資産）項目の収益に合わせて変動するキャッシュ・フローに対して、これらの収益の変動が、これらのキャッシュ・フローの金額に影響を与えると予想できるとき、保険会社は割引率を最近のものに変更する。このように、裏打ちする（資産）項目の収益に合わせて変動するキャッシュ・フローに関して、損益の部で認識される利息費用は、償却原価法で測定された、またはその他の包括利益を通じた公正価値で測定された変動

金利金融商品の利息に類似している。

そして、

- ・次の2つの項目の差額を、その他の包括利益に表示する。
- ・報告日の割引率（すなわち、現在の割引率）を用いて決定された利息費用
- ・損益の部で認識された利息費用」

第1段落の文章は、損益の部で表示される利息費用に関するものである。裏打ちする（資産）項目の収益に合わせて変動するキャッシュ・フローに対しては、保険契約の初期認識時に適用された割引率を使用して求めた利息費用の表示から始まり、その後、保険会社が割引率を変更したときには、その割引率を使用して求めた利息費用を表示することとしている。この表示方法は、償却原価法で測定された、またはその他の包括利益を通じた公正価値で測定された変動金利金融商品の利息費用の表示方法と同様のものとされている。なお、裏打ちする（資産）項目の収益に連動しないキャッシュ・フロー（最低保証）に対しては、保険契約初期認識時に適用された、負債の特性を反映した割引率を用いて測定された利息費用を表示することになるものと考えられる。

第2段落の文章は、その他の包括利益で表示される利息費用に関するものである。直近の割引率を用いて測定された利息費用と、損益の部で表示された利息費用の差額をその他の包括利益で表示するとしたものである。

以上の内容をまとめると次ページの(表3)のようになる。

(表3) ユニバーサル保険・インデックス・リンク保険の履行キャッシュ・フローの測定、認識・表示

	キャッシュ・フローの動き		
	裏打ちする（資産） 項目に直接的に連動	裏打ちする（資産） 項目に間接的に連動 （オプション等）	裏打ちする（資産） 項目に連動しない （最低保証）
測定	キャッシュ・フローのリスク調整後期待現在価値		
損益の部に表示される 利息費用	保険契約の初期認識時に適用された割引率を使用する。 裏打ちする（資産）項目の収益の変動がキャッシュ・ フローに影響するときは、割引率を最近のものに変更 して決定		保険契約の初期認識時に適 用された割引率を使用して 決定する。
その他の包括利益に表 示される利息費用	直近の割引率を用いて測定された金額と損益の部に計上された金額との差額		

(注) IASB の有配当文書 (Feedback on contracts with cash flows that vary with the returns on underlying items (including 'participating', 'universal life', 'with profits' and 'unit-linked' contracts)) の表に筆者が一部加筆して作成

これを変額保険（年金）・伝統的な有配当保険の会計処理と比較してみよう。まず、裏打ちする（資産）項目に直接的に連動するものの測定については、変額保険（年金）・伝統的な有配当保険では裏打ちする（資産）項目を参照することとされているが、ユニバーサル保険・インデックス・リンク保険ではキャッシュ・フローのリスク調整後期待現在価値とされている。これは、ユニバーサル保険の場合、付利利率の決定が保険会社の裁量に任されていること、インデックス・リンク保険の場合、裏打ちする（資産）項目の保有が求められないことから、これらの保険に対して、裏打ちする（資産）項目の測定と平仄を合わせる必要はなく、一般的な測定原則を適用することとしているのであろう。また利息費用についても、裏打ちする（資産）項目を参照するのではなく、損益の部に表示されるのは、「保険契約の初期認識時に適用された割引率を使用する。裏打ちする（資産）項目の収益の変動がキャッシュ・フローに影響するときは、割引率を最近のものに変更して決定」することとされている。そしてこの金額

と直近の割引率を用いて測定された金額との差額はその他の包括利益に表示することとされている。

次に、裏打ちする（資産）項目に間接的に連動するもの（オプション等）の会計処理については、上述の裏打ちする（資産）項目に直接的に連動するものと同じとされている。このため、利息費用の表示について、変額保険（年金）・伝統的な有配当保険の会計処理と異なっているように見える。ただし、利率を適時適切に変更すれば、損益の部に表示されるのは直近の利率を用いて測定した額になり、その他の包括利益に表示される利息費用は該当するものがないということになるので、変額保険（年金）・伝統的な有配当保険の表示と同じ処理になる。オプションの表示はこの処理が適当であると考えられるので、このような理解で問題はないだろう。

最後に、裏打ちする（資産）項目に連動しないもの（最低保証）については、変額保険（年金）・伝統的な有配当保険の当該項目と同じ会計処理となっている。

6. 日本の実務への影響等

これまで見てきたように、IASB保険会計では、有配当保険の負債の測定は、剰余金に対する配当還元率を使用して、配当還元率に対応する部分は変額保険（年金）のように裏打ちする（資産）項目を参照することとし、それ以外の部分は無配当保険の測定方法にしたがうこととされている⁸。そこで、わが国の現行保険業法の規定に基づく相互会社の有配当保険の測定に、この方法を当てはめてみよう。

(1) 相互会社の有配当保険への適用

現行保険業法の規定では、相互会社に対して、剰余金の20%以上を社員配当として還元することを求めている。そこで、剰余金の20%を還元する契約のキャッシュ・フローを先述のBC59の(c)の形式で表現すると、

「 $20\% \times A + CU800 + 20\% \times \text{greater of } ((CU1000 - A), CU0)$ 」

となる⁹。これを見ると、裏打ちする（資産）項目を参照するのはCU200で、無配当保険の測定方法が適用されるのがCU800となり、かなり無配当保険に近い測定額になる可能性がありそうである。ところで無配当保険の場合、金利の将来見通しが保険料設定時点の見通しよりも楽観的なきに、保険負債の測定額が引き下げられ、将来利益を事前に計上す

るような測定額になる可能性がある¹⁰。しかし、有配当保険の責任準備金について、将来利益を事前に計上するような測定を行うと、その契約の将来の社員配当の支払に支障を来たす可能性がある。

この点に関連して、適用ガイダンスのB66項に、「(k) これらの支払が、現在の契約者または将来の契約者のどちらに行われるかによらず、裏打ちする（資産）項目の収益の割当を保険契約者に提供する、現存する保険契約によって生じる支払金」を保険契約のキャッシュ・フローに含めるとの規定がある。この規定については、相互会社の剰余金が、現在の社員への配当金支払だけでなく、将来の社員への配当金支払を含め、いずれ全額社員配当として還元されるのであれば、その部分を保険契約のキャッシュ・フローに含めて責任準備金の測定を行うことが認められるように読むことが可能かもしれない。このことから、相互会社の多くの有配当保険について、将来利益の事前計上の回避が可能な責任準備金測定を行えるかもしれない。有配当保険の配当還元率を100%とすると、責任準備金の測定は変額保険（年金）と同様に、保険契約のすべての部分を裏打ちする（資産）項目を参照することになるからである。

相互会社の剰余金については、株式会社とは異なり株主に帰属する部分がなく、全額社員に帰属するので、ある年度の社員配当還元

8 これら以外に、最低保証の価値を加算することが必要である。

9 再公開草案の結論の背景BC68項では、IASBは、当該保険会社が法定の最低割合によらず、20%を超過する還元率を考えている（expect）のであれば、その還元率を使用することを想定している。これに対し、FASBは20%を使用することを考えている、としている。

10 保険負債に対応する資産が債券の場合、資産も金利の上昇により価格が低下し、純資産への影響は軽減される可能性がある。しかし、保険負債に対応する資産が株式や不動産のように、金利の変動により価格が直接的に変動しないもの場合、負債の価格の低下により純資産が増加してしまい、将来利益を事前に計上するような測定になる可能性があるだろう。

率が100%に満たなくても、いずれは剰余金の全額が社員配当として還元されるということを前提にできるかもしれない。ただし、剰余金を全額社員配当として還元するという前提に関しては、そもそも相互会社の剰余金について、すべてを脱退する社員に払い戻すリボルビング・キャピタルと見るのか、あるいは相互会社に残される部分があるエンティティ・キャピタルと見るのか、2つの見方があることに留意する必要があるだろう。また、このこととの関連で、基金償却積立金¹¹を将来の配当財源に含めて考えるのかどうかについても、別途の検討が必要になるかもしれない。さらに、いずれ全額社員に還元するとの前提に立つとしても、あまりにも長期に多くの金額が配当として支払われることがなく、保険会社の内部に留保されるような場合は、全額を社員に還元するという前提が、そもそも適当なのかどうか、議論が生じる余地があるだろう。

なお、上記のように、配当還元率を100%と看做すという解釈ができない場合は、配当還元率を法定下限ではなく、なるべく実態に合わせることも重要になるだろう。わが国の保険業法は先述のとおり、相互会社に対して、剰余金の20%以上を社員配当として還元することを求めているが、その会社がそれよりも高い配当還元率を維持するのであれば、脚注9でIASBが考えるように、その還元率を20%に代えて適用することが考えられるだ

ろう。このことにより、無配当保険として測定する部分を少なくできるので、将来利益が計上される部分を少なくすることが可能になるだろう。いずれにしても、わが国の有配当保険について、配当還元率を20%としてBC59の(c)の算式を適用して測定することは適当ではないだろう。

(2) 実務上の課題

次に実務面に注目すると、BC59の(c)には実務負荷の面での課題がありそうだ。まず、裏打ちする(資産)項目を参照して責任準備金の測定を行う点について、裏打ちする(資産)項目が債券だけであれば、責任準備金の測定、損益の認識・表示は比較的容易に行えるかもしれない。しかし、裏打ちする(資産)項目が債券だけでなく、株式、外貨建資産、不動産等も含んだものである場合、裏打ちする(資産)項目の測定、損益の認識・表示は、資産ごとに異なるものになる可能性が高いので、それらに対応する責任準備金の測定、損益の認識・表示は相当複雑なものにならざるを得なくなるだろう。また、そもそも有配当保険のキャッシュ・フローをBC59の(c)のように2つの部分に分解して、責任準備金の測定、損益の認識・表示を行うことの実務上の負荷が大きいのではないかと思われる。

以上のことから、有配当保険の責任準備金の測定について、何らかの簡便法の開発が期

11 相互会社が基金を償却するときに、それと同額の基金償却積立金を積み立てることが求められている。基金は外部からの資金により積み立てられるが、基金償却積立金は、保険料から生み出される剰余を財源に積み立てることになるので、財源の拠出者は保険契約者(=社員)ということになる。このことから、基金償却積立金はエンティティ・キャピタルの一部と見ることができるが、社員総会(総代会を設けている場合は総代会)の決議により取り崩すことができるので、リボルビング・キャピタルとしての性格も有しているともできそうだ。

待されるであろう。その候補の1つが、有配当保険のすべての部分を、変額保険と同様に裏打ちする（資産）項目を参照して測定を行うことであろう¹²。剰余金還元に関して、いろいろな議論があるものと思われるが、将来利益の事前計上を回避できるというメリットを有し、実務負荷も小さくできる「有配当保険のすべての部分を、変額保険と同様に裏打ちする（資産）項目を参照して測定を行う」という簡便法の採用は、十分に検討の余地があるのではなかろうか。

（3）株式会社の有配当保険への適用

最後に、保険株式会社が取り扱う有配当保険について考えてみよう。この保険については、保険会社内に設けられた有配当保険ファンド内で生み出される剰余金の一部に、株主への株式配当として支払われる部分があると思われるので、全額を契約者配当として支払うという前提で責任準備金の測定を考えると適当ではないだろう。このため、金利の将来見通しが保険料設定時点の見通しよりも楽観的なときに、保険負債の測定額が引き下げられ、先に述べたように、将来利益を事前に計上するような測定額になる可能性がある。

無配当保険や株式会社が取り扱う有配当保険について、将来利益の事前計上を回避するためには、これらの契約の責任準備金について、保険契約開始時に設定した基礎率による

測定額を責任準備金測定額の下限とすることが必要になるだろう¹³。しかし、このように下限を設けると、債券を責任準備金に対応する資産で保有する場合、金利上昇時に資産の価格が低下するのに対し、責任準備金下限を下回らず、結果的に純資産が圧迫されるという事象を生み出すだろう。通常、保険会社は責任準備金に対応する資産として債券を保有するケースが多いと思われるので、責任準備金測定額に下限を設けることに賛成する関係者は多くないだろうと思われる。このため、これらの保険の責任準備金については、将来利益が事前に計上されるような測定額になる可能性があるということをよく理解して、財務諸表の数値を使用することが必要であるということになるだろうと思われる。

7. おわりに

冒頭でも述べたとおり、当再公開草案に対するコメントの提出締切日は本年10月25日である。IASBとしては、純利益や責任準備金測定額の変動を少なくすることや、保険料収入額等の保険会社の事業規模を表す数値の表示の導入等で、関係者の要望を相当程度聞き入れたとの思いだろうと推察される。しかしその一方で、実務負荷が重い提案内容になっていることも事実だろう。このため、実務負荷軽減の観点から、多くのコメントが寄せられることが予想される。

12 このことにより、保険負債のキャッシュ・フローを2つの部分に分けることは不要になるが、裏打ちする（資産）項目が債券以外の資産を含む場合、保険負債の測定、認識・表示の複雑さの問題は残る。後者の問題を簡便法の開発で解決することは、なかなか難しいことなのかもしれない。

13 この問題と類似のものとして、決算時の責任準備金測定額が解約返戻金を下回ってもよいかどうかという問題がある。責任準備金測定額が契約者への支払義務がある解約返戻金を下回ることについて、筆者は違和感を持つが、IASBはすべての契約が一時に解約されることは起こりにくいので、責任準備金測定額が解約返戻金を下回ってもよいとの結論を出している。このような結論を出したことを踏まえると、責任準備金評価額に下限を設けるということにIASBは賛成しないだろうと思われるのである。

IASBのハンス・フーガーホースト議長もこの点を意識して、当公開草案に関して次のように語っている。「～私たちは、これまでに多くの努力を払って、新たな基準が、経済実態によるものではない会計に関連する変動性を可能な限り最小にするようにしてきました。私たちの再提案は、私たちの最初の公開草案に対するこの面での懸念に対応する方向に大きく進みました。しかし、そのトレード・オフとして複雑性が増したことは承知しています。私たちは適切にバランスを取ったと考えていますが、2014年中に基準の最終確定に進む前に、意見を聞きたいと望んでいます。～」

今後、どのようなコメントが寄せられ、IASBの検討がどのように進んでいくのか、引き続き注視してゆきたい。

参考文献

- ・ IASB 「Exposure Draft ED/2013/7 Insurance Contracts A revision of ED/2010/8」 2013年6月
- ・ IASB 「Feedback on contracts with cash flows that vary with the returns on underlying items (including ‘participating’ , ‘universal life’ , ‘with profits’ and ‘unit-linked’ contracts) 2013年4月
- ・ IASB 「Exposure Draft ED/2010/8 Insurance Contracts」 2010年7月
- ・ IASB 保険会計に関する検討資料各種
- ・ 有限責任監査法人トーマツ金融インダストリーグループ編『IFRS保険契約』清文社 2011年9月
- ・ 猪ノ口勝徳 「IASBにおける保険会計の検討状況について－再公開草案公表前の段階で－」『共済総合研究』Vol.66 2013年3月
- ・ 猪ノ口勝徳 「生命保険会社の時価会計について」『日本アクチュアリー会 会報第51号（第2分冊）』1999年3月
- ・ 浅谷輝雄 「SOHOからのメッセージ」『責任準備金の時価会計等』2000年5月7日（URL：<http://www005.upp.so-net.ne.jp/asatani/>）